

家庭教育を巡る現状について

令和7年1月

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
家庭教育支援室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

<目次>

1. 家庭教育とは
2. 家庭・保護者を取り巻く現状と課題
3. 家庭教育支援に関する取組

1. 家庭教育とは

家庭教育の役割

- 家庭教育（父母その他の保護者が子供に対して行う教育）は、全ての教育の出発点。
- 以下のような資質・能力等を子供に育み、子供の心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うもの。

- 基本的な生活習慣・生活能力
- 人に対する信頼感
- 豊かな情操
- 他人に対する思いやり
- 善悪の判断などの基本的倫理観
- 自立心や自制心
- 社会的なマナー
- など

※「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」
(平成24年3月 家庭教育支援の推進に関する検討委員会)より

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重（※）しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（※個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭（保護者）が決めるものであることに留意）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

※ 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づき、政府として策定する計画。

◆IV 今後5年間の教育政策の目標と基本施策（抜粋）

◇ 目標9：学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

○家庭教育支援の充実

子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、**乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援**するため、**家庭教育支援チームの普及を図る**とともに、

「切れ目のない支援」の実現（ネットワーク）

「家庭教育支援チーム」等の構築（チームワーク）

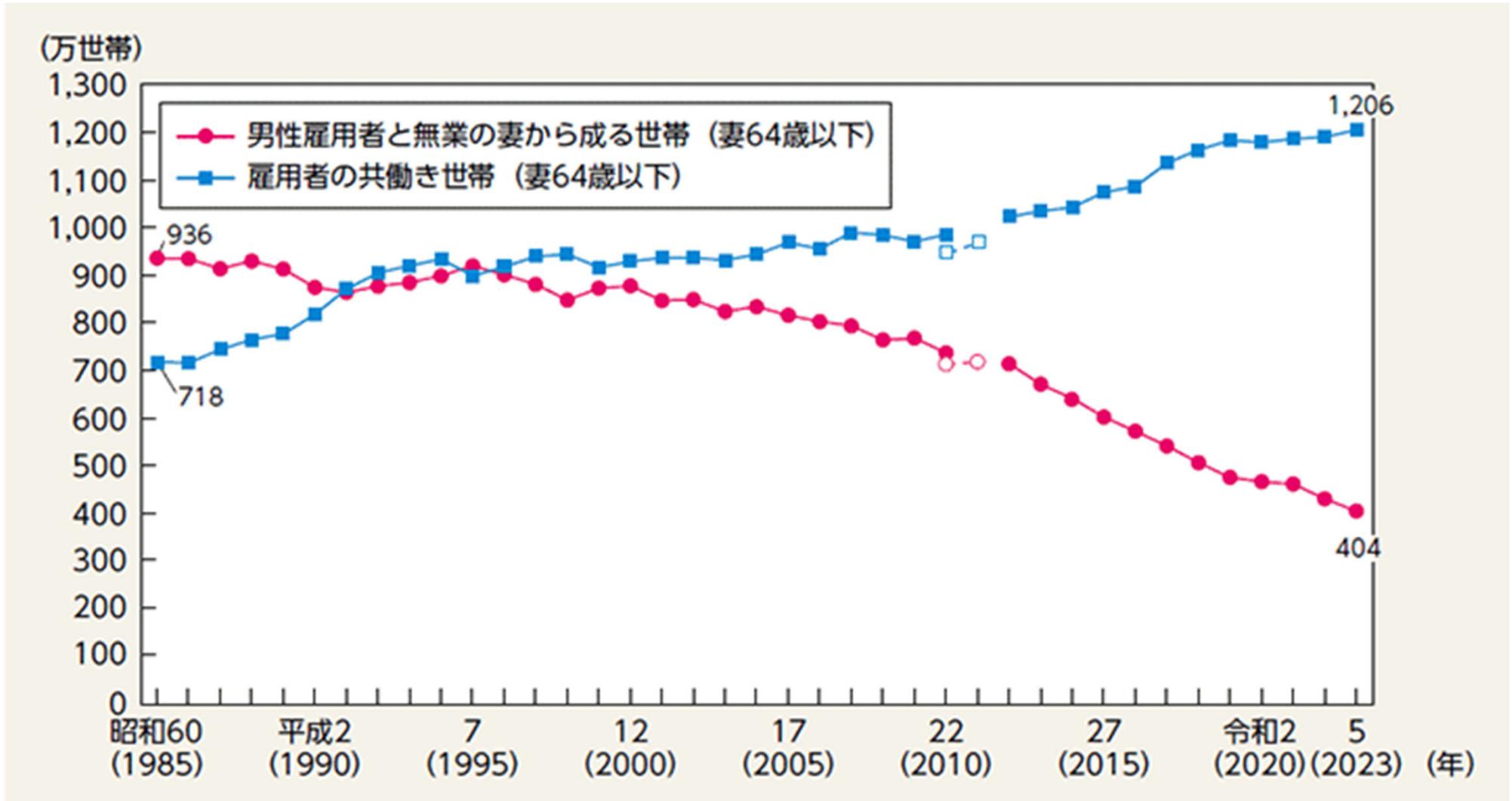
訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

「アウトリーチ型支援」の推進（フットワーク）

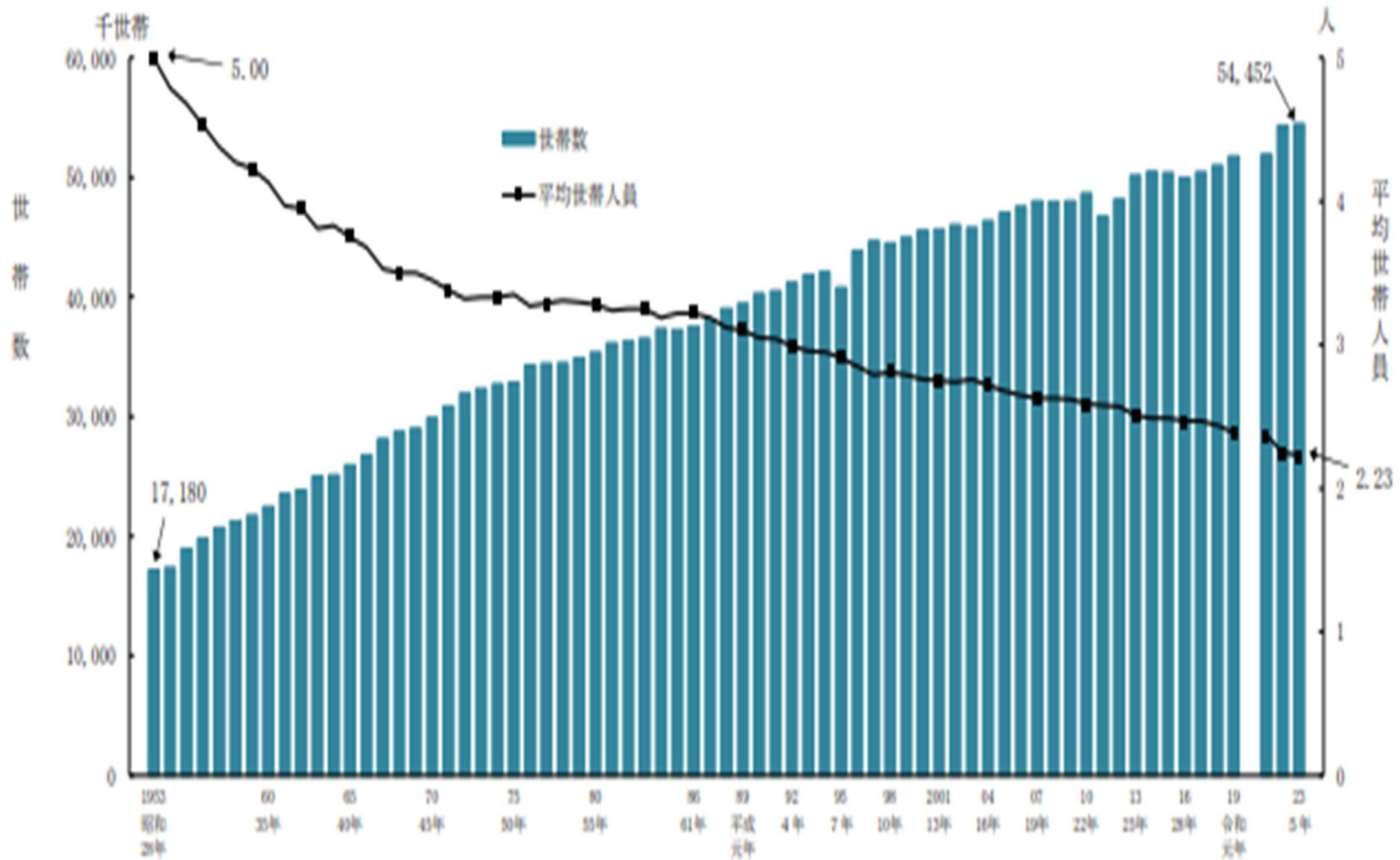
2. 家庭環境を取り巻く現状と課題

共働き世帯数の推移

共働き世帯数は増加傾向（1,206万世帯（2023年））



世帯数と平均世帯人員の推移

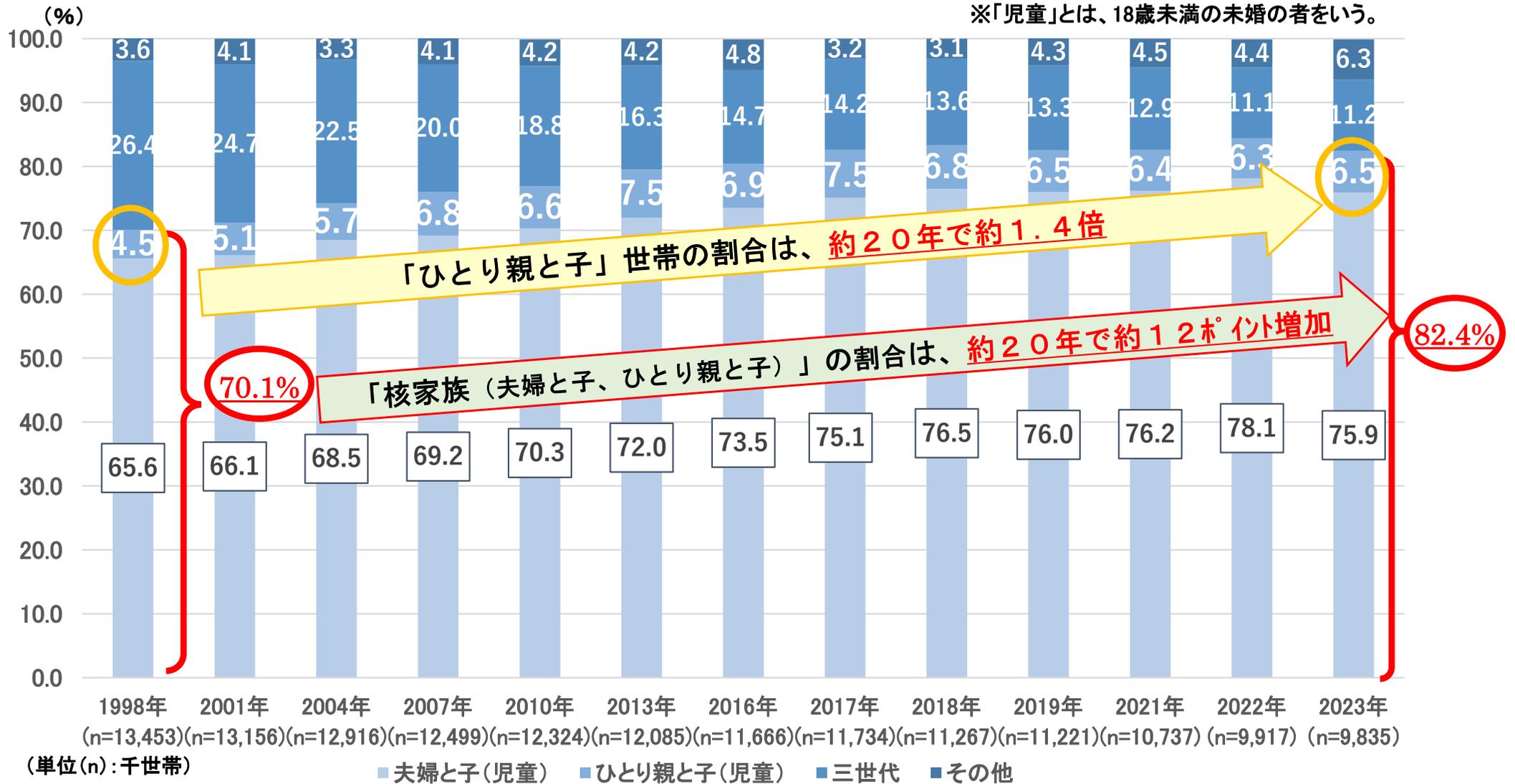


※2020(令和2)年調査は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から中止

出典：「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

児童のいる世帯の構成【世帯別構成】

「核家族（夫婦と子、ひとり親と子）」、「ひとり親と子」世帯（約63万世帯（2022年））の割合は増加傾向



注1: 2016年の数値は、熊本県を除いたもの

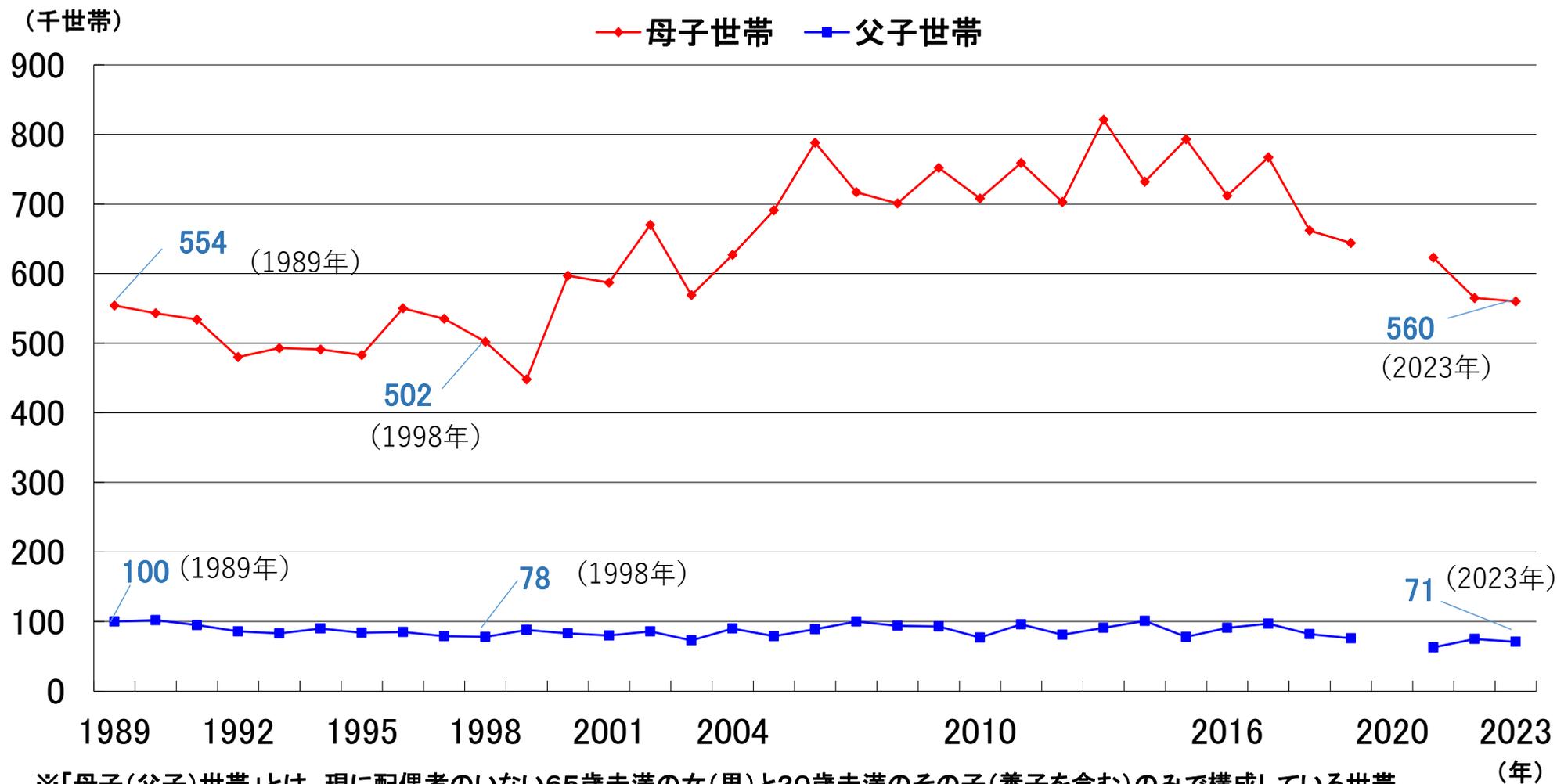
注2: 2020年は、調査を実施していない。

注3: 「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む

出典:「国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)

ひとり親世帯数の推移

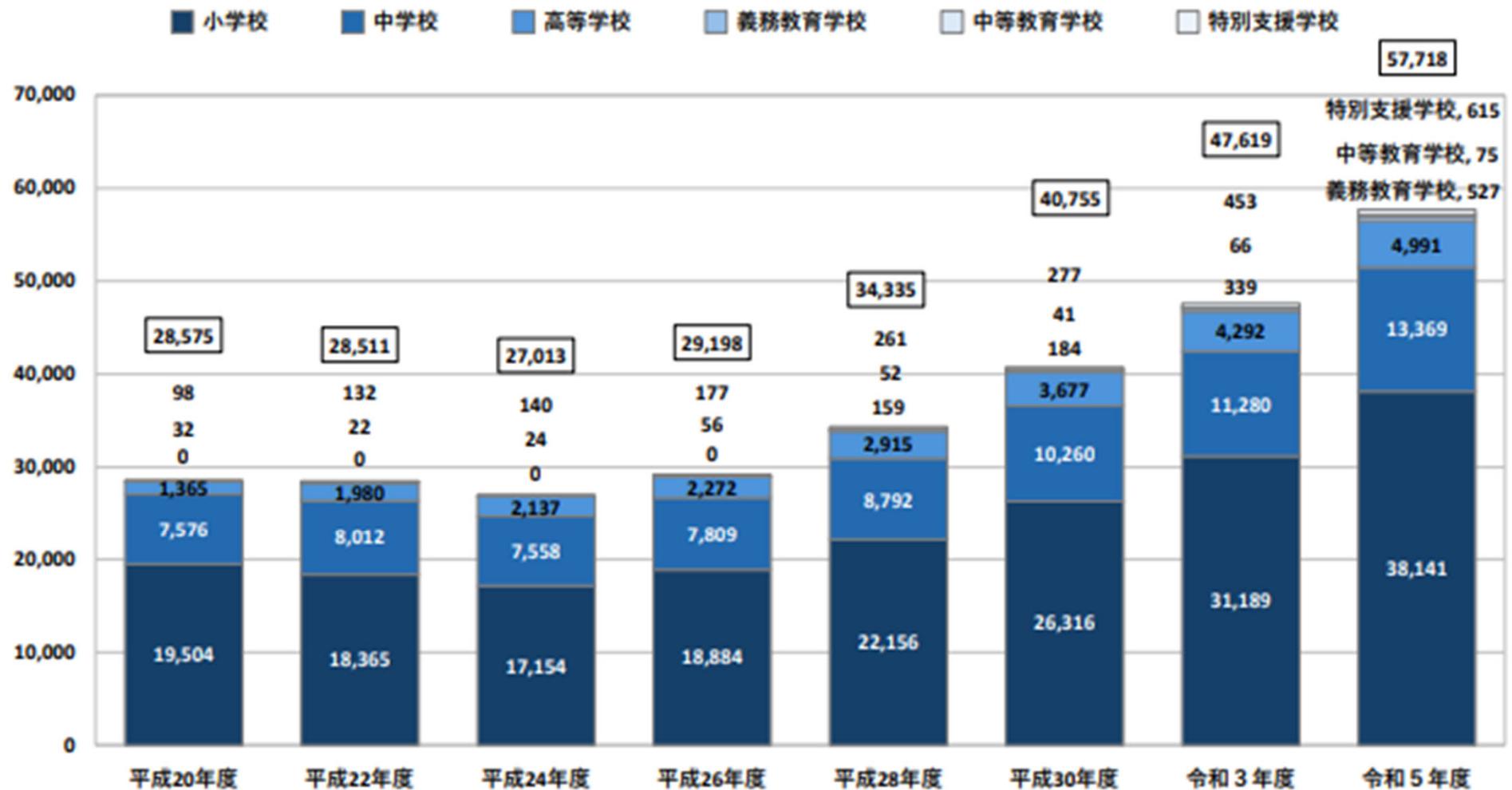
父子世帯数（71千世帯（2023年））、母子世帯数（560千世帯（2023年））は概ね横ばい



出典:「国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)

公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数（総数）

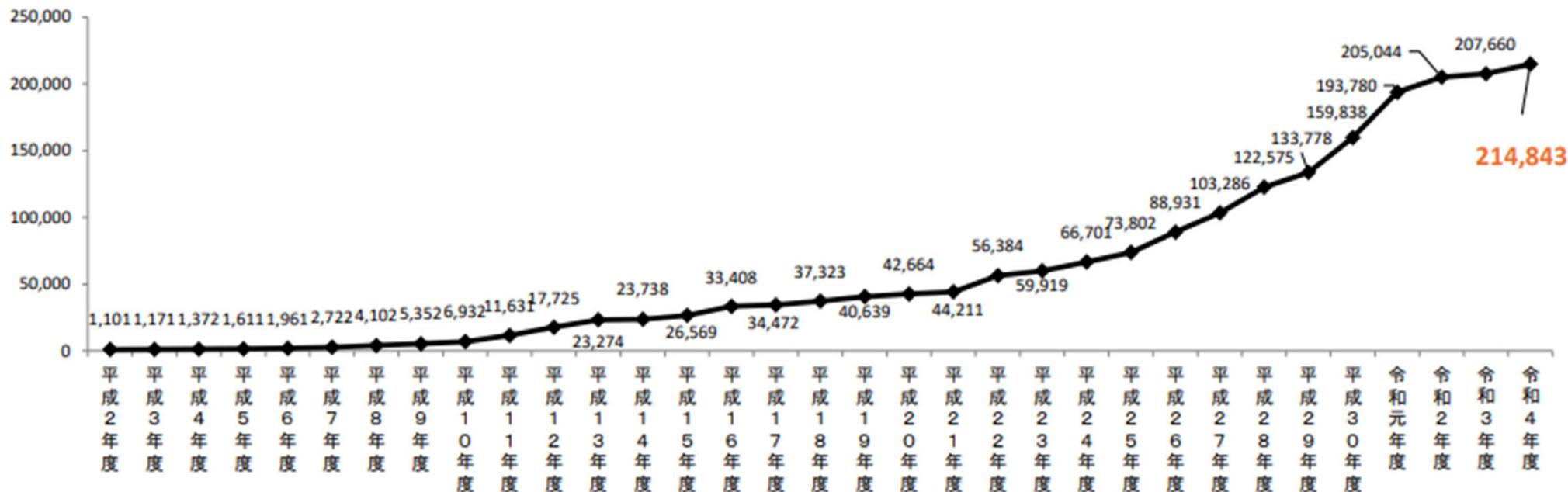
公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は増加傾向



出典:「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、**214,843件**で、過去最多。



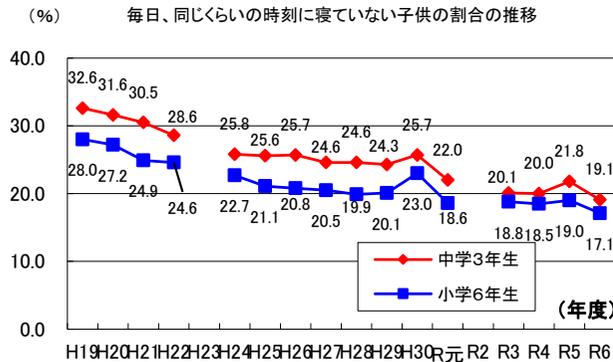
(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

子供の基本的な生活習慣に関する状況

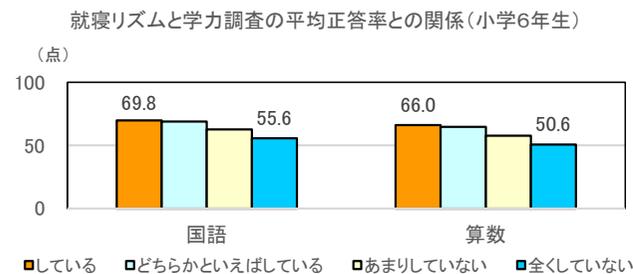
子供の就寝リズム【早寝】

○同じくらいの時刻に寝ていない子供の割合は、減少傾向にあるが、一定割合を占める。



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(各年度)
 (「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に「あまりしていない」、「全くしていない」のそれぞれに回答した者の割合を合計したものを。)

○毎日、同じくらいの時刻に寝ている子供ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向。

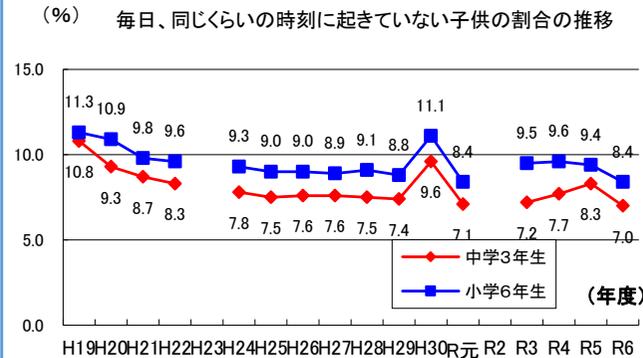


※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

(令和6年度)

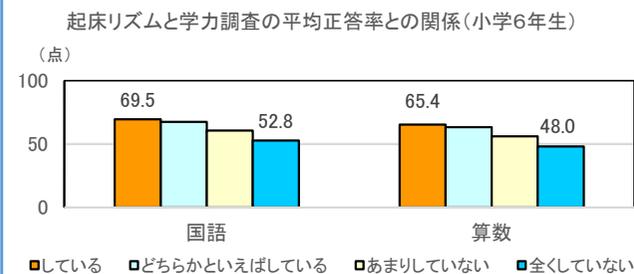
子供の起床リズム【早起き】

○同じくらいの時刻に起きていない子供の割合は、減少傾向にあるが、一定割合を占める。



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(各年度)
 (「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に「あまりしていない」、「全くしていない」のそれぞれに回答した者の割合を合計したものを。)

○毎日、同じくらいの時刻に起きている子供ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向。

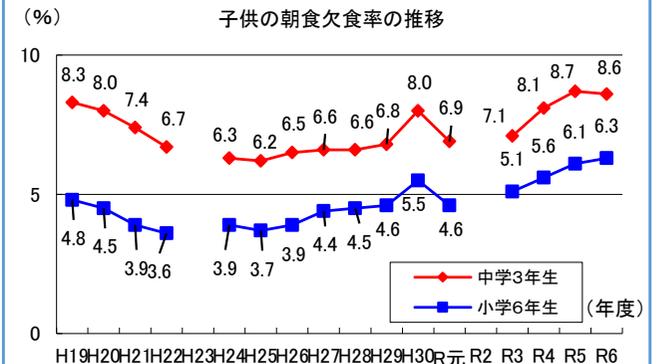


※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

(令和6年度)

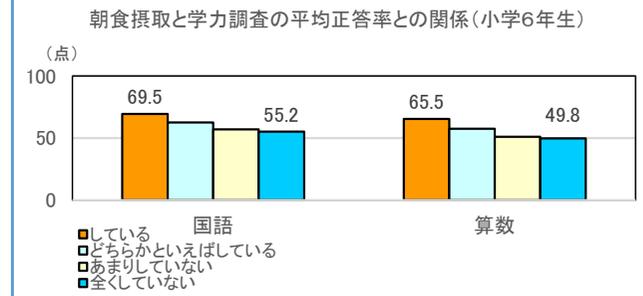
子供の朝食摂取【朝ごはん】

○子供の朝食欠食率は、近年、多少の変動はあるものの、一定割合を占める。



※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(各年度)
 (「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「あまりしていない」、「全くしていない」のそれぞれに回答した者の割合を合計したものを。)

○毎日朝食を食べている子供ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向。

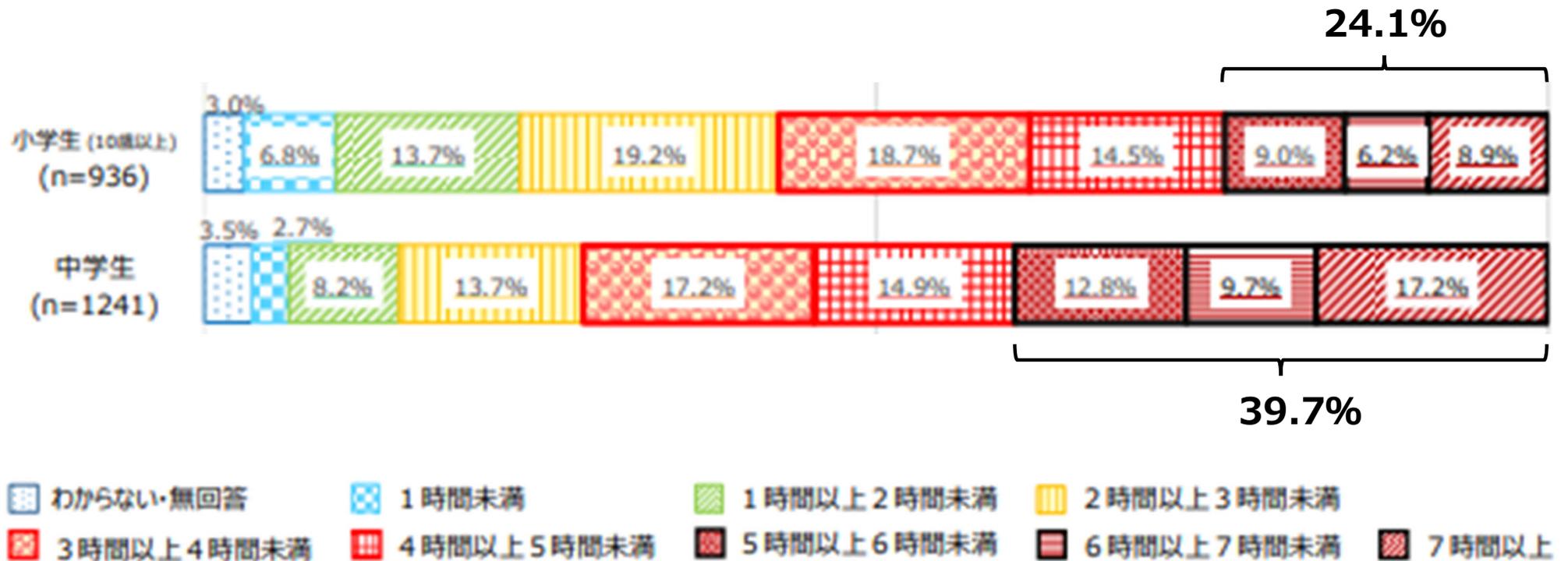


※ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」
 (令和6年度)

子供の携帯電話・スマートフォンの利用時間

携帯電話やスマートフォンの利用割合（平日5時間以上）は、小学生で2割強、中学生で4割弱。

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計／平日1日あたり）

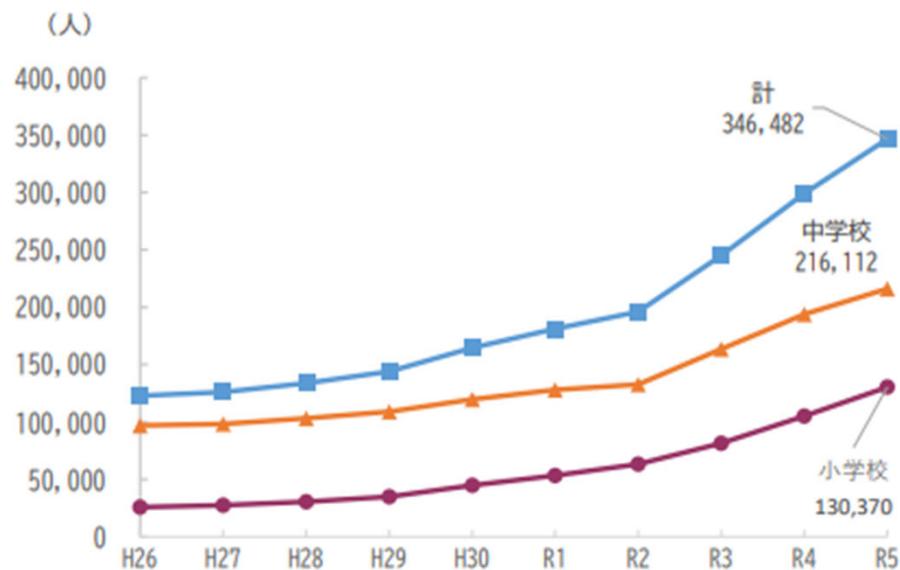


出典：「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（こども家庭庁）

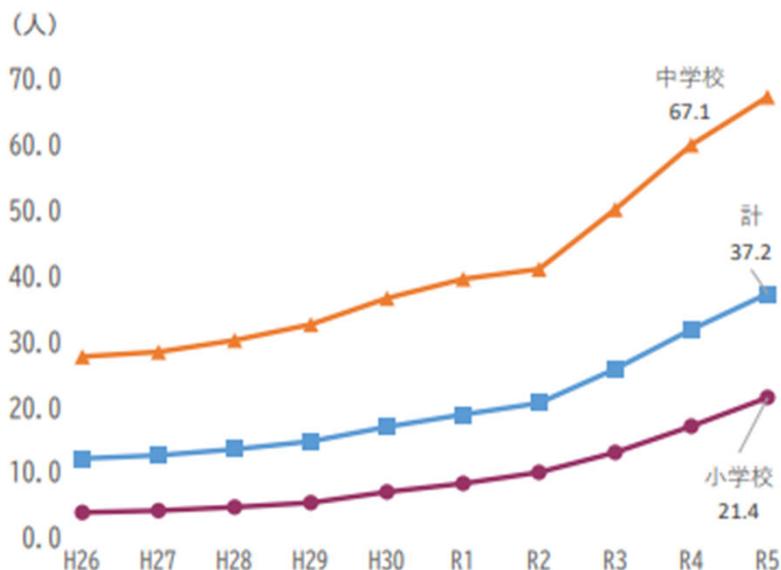
不登校児童生徒数の推移

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人(前年度299,048人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人(前年度31.7人)。
- 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

小・中学校における不登校の要因（2023年度）

小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実については、
「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」が約12%

不登校児童生徒について把握した事実

	不登校児童生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつに関する相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった
小学校	130,370	2,350 1.8%	14,951 11.5%	5,735 4.4%	19,124 14.7%	2,622 2.0%	4,288 3.3%	12,130 9.3%	22,116 17.0%	31,937 24.5%	2,992 2.3%	42,014 32.2%	29,549 22.7%	11,454 8.8%	11,096 8.5%
中学校	216,112	2,113 1.0%	31,021 14.4%	4,548 2.1%	33,423 15.5%	4,223 2.0%	9,693 4.5%	12,822 5.9%	20,854 9.6%	47,701 22.1%	8,630 4.0%	69,617 32.2%	50,643 23.4%	12,676 5.9%	11,871 5.5%
合計	346,482	4,463 1.3%	45,972 13.3%	10,283 3.0%	52,547 15.2%	6,845 2.0%	13,981 4.0%	24,952 7.2%	42,970 12.4%	79,638 23.0%	11,622 3.4%	111,631 32.2%	80,192 23.1%	24,130 7.0%	22,967 6.6%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

※ 「個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった。」は、障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

※ 「不登校」児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く）をいう。

※本調査は、調査事項に応じて、各学校や都道府県教育委員会等が回答(全数調査)

家庭や子供の育ちに関する状況（まとめ）

- コロナ禍での家族や社会に対する意識の変化、「新しい生活様式」に対応した働き方の多様化、育児休業取得率の増加など、**社会の変化への対応の必要性**
- 世帯構造の変化、様々な実情の家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭環境が変化する中、**保護者の子育て負担の増加、精神的・時間的に余裕のない家庭の増加、児童虐待等が懸念**

等々



コロナ禍をはじめとする**社会の変化に対応した家庭教育支援を推進**することが必要。
特に、支援が必要な家庭に寄り添い届ける支援**（アウトリーチ型支援）が不可欠**。

“アウトリーチ型支援”の普及・定着に向けた検討の視点

- 各地域において、教育目標などを念頭に置き、家庭や子供の学びや育ち等に関する実情を踏まえた、家庭教育に関する課題解決に向けては、従来型の支援（※）に加え、家庭教育の自主性を尊重しつつ、個々の課題に応じた、保護者に寄り添い届ける支援（“アウトリーチ型支援”）が不可欠。
(※保護者に出向いてもらう学習機会の提供や相談対応等)
- “アウトリーチ型支援”の普及・定着に向けては、以下のような検討の視点が考えられるのではないか。

1. なぜアウトリーチ？ 【課題・目的の明確化】

- 各地域における家庭や保護者、子供の育ち、家庭教育支援施策に関する状況（現状と課題）を踏まえ、“アウトリーチ型支援”が有効な家庭教育に関する課題や、当該支援の目的の明確化

2. 何をどうやるの？

- 上記 1 の課題解決に向けた“アウトリーチ型支援”について、個々の課題や地理的特性等に応じた、支援の対象（※）、手法、実施体制など、課題解決に有効な内容や方法を具体化
(※ 小学生を持つ家庭、中学生を持つ家庭、特定の課題（不登校等）を有する子供とその保護者など)

3. どんなことに気をつけるの？ 【支援の実現化】

- 上記 1 の課題解決に向けた効果的な支援（※）や足りないヒト・モノ・コトを補う工夫などの具体化
(※ 課題や支援対象に応じた関係部局（教育部局と福祉・保健部局）や関係機関（自治体と学校・地域）の連携など)

➡ 「できない」「やれない」といった“ないない”事項を列挙するのではなく、先行事例を参考にして、それぞれの地域で、どうやったらできるかを前向きに考え、「やりたいけれど・・・」から「やってみよう」へ

地方公共団体における家庭教育支援の取組状況

○ アウトリーチ型支援の取組状況

【都道府県】実施：32%、検討中：4%、予定なし：64% 【市区町村】実施：33%、検討中：11%、予定なし：56%

○対象：自治体の家庭教育支援担当課（都道府県・市区町村）

○手法：インターネット調査 ○期間：令和6年1月～2月

○ アウトリーチ型支援の内容（※アウトリーチ型支援の取組を「行っている」又は「検討中」と回答した自治体）

【都道府県】「学校のイベント、行事に合わせた相談窓口の設置、相談会の実施」：50%、「訪問支援」：29%

【市区町村】「訪問支援」：59%、「学校のイベント、行事に合わせた相談窓口の設置、相談会の実施」：29%、

「物品援助、子育てサービスの提供による保護者へのアウトリーチ」：23%

○ アウトリーチ型支援の成果（「支援がなかなか届きにくい家庭（保護者）に寄り添い届ける支援」として効果が出ていると思うか。

※アウトリーチ型支援の取組を「行っている」と回答した自治体）

【都道府県】「そう思う」：14%、「まあそう思う」：36%、「どちらともいえない」：50%、「あまりそう思わない」：0%、「そう思わない」：0%

【市区町村】「そう思う」：22%、「まあそう思う」：46%、「どちらともいえない」：28%、「あまりそう思わない」：3%、「そう思わない」：1%

○ アウトリーチ型支援の課題（※アウトリーチ型支援の取組を「行っている」と回答した自治体）

【都道府県】「人材の確保・養成」：80%、「予算の継続的な確保」：53%、「学校との連携」：47%、「保健福祉部局との連携」：47%、

「保護者との信頼関係の構築」：47%

【市区町村】「人材の確保・養成」：76%、「保護者との信頼関係の構築」：47%、「予算の継続的な確保」：42%、「学校との連携」：47%

○ 家庭教育支援の取組に関する課題（地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を行う上で、特に課題であると感じていること（複数回答可））

【都道府県】「支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足」：52%

「支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足」：43%

「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」：34%

【市区町村】「支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足」：54%（※うち大都市：48%、一般市：54%、町村：54%）

「支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足」：45%

（※うち大都市：53%、一般市：44%、町村：46%）

「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」：39%

（※うち大都市：48%、一般市：37%、町村：39%） **19**

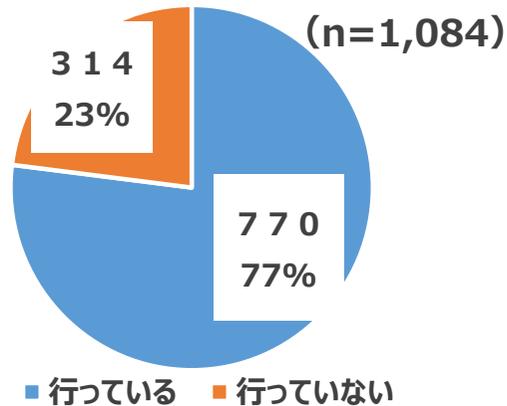
※ 令和5年度文部科学省委託調査「家庭教育支援推進のための調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）」（令和6年3月）より

地域の関係機関や関係者との連携状況【市区町村】

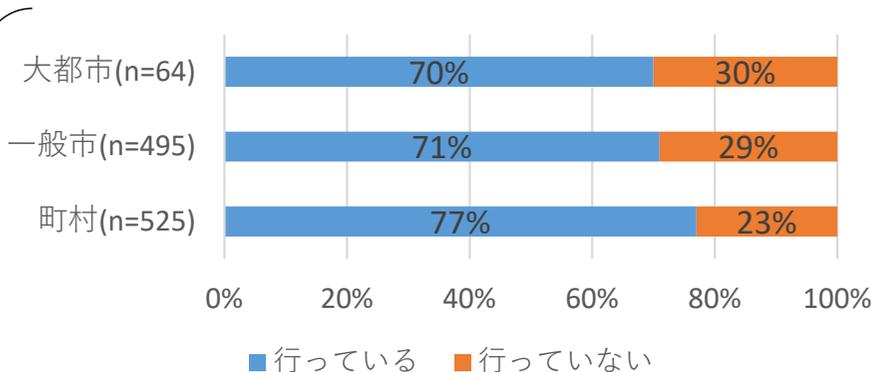
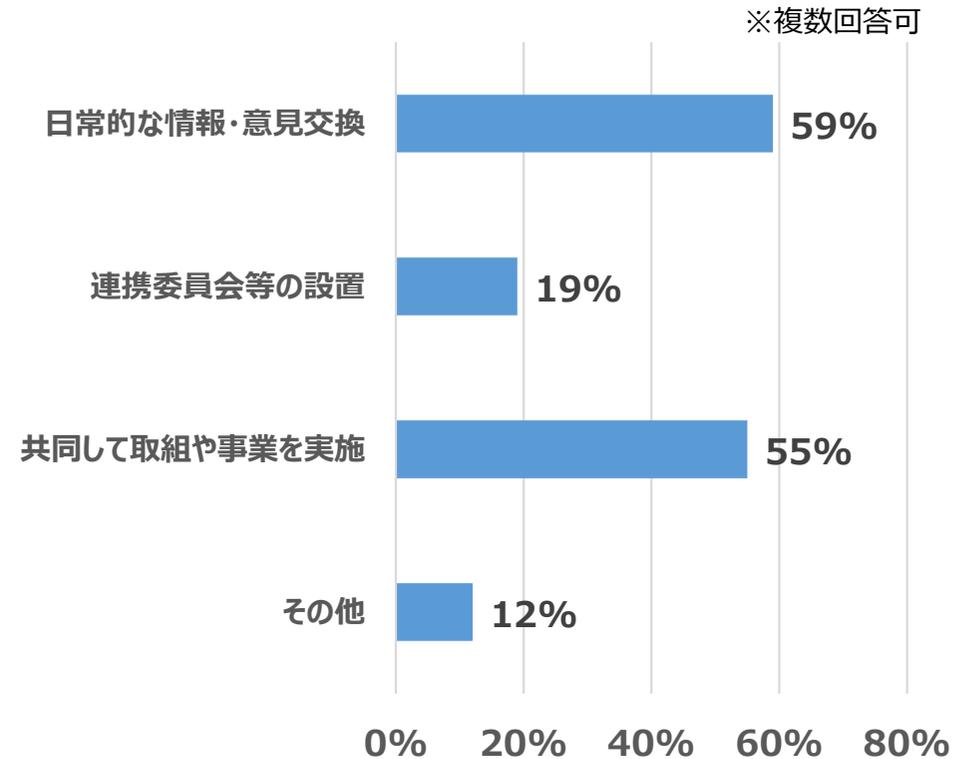
【市区町村】 家庭教育支援の取組を推進する上で、地域の関係機関や関係者との間で連携を「行っている」と回答したのは、770自治体（77%）
（具体的な連携内容）「日常的な情報・意見交換」（59%）
「協働して取組や事業を実施」（55%）

<市区町村>

地域の関係機関や関係者との連携状況



具体的な連携内容 (n=1,084)



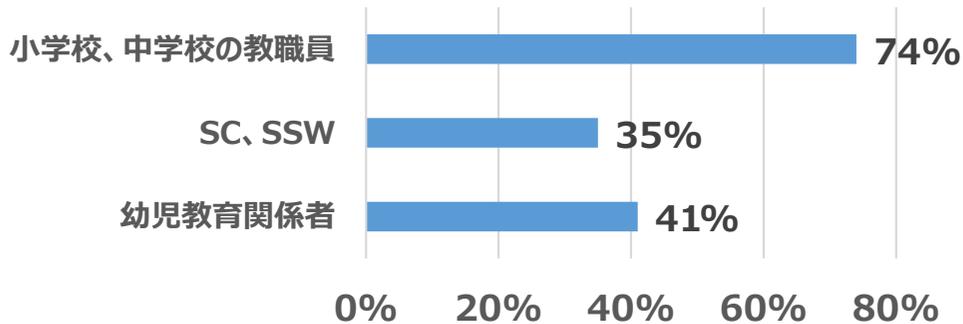
※ 数値（%の付いたものを除く）は、自治体数を示す。

地域の関係機関や関係者との連携状況【市区町村】（続き）

- ※ 複数回答可
- ※ 括弧内の数値は、自治体数を示す。

[学校関係]

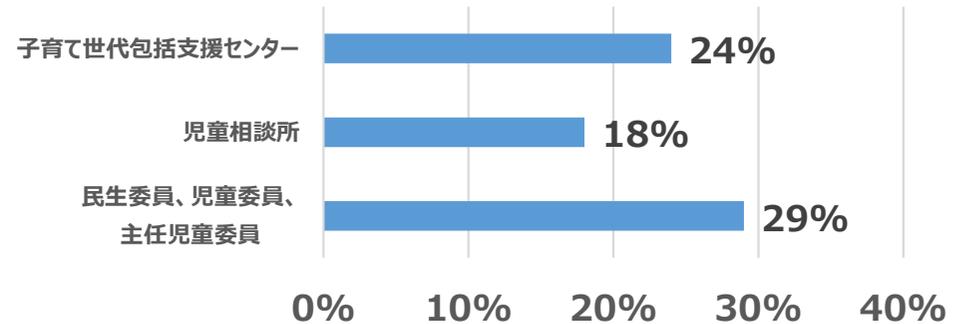
具体的な連携相手（n=773）



※ SCは「スクールカウンセラー」、SSWは「スクールソーシャルワーカー」を示す。

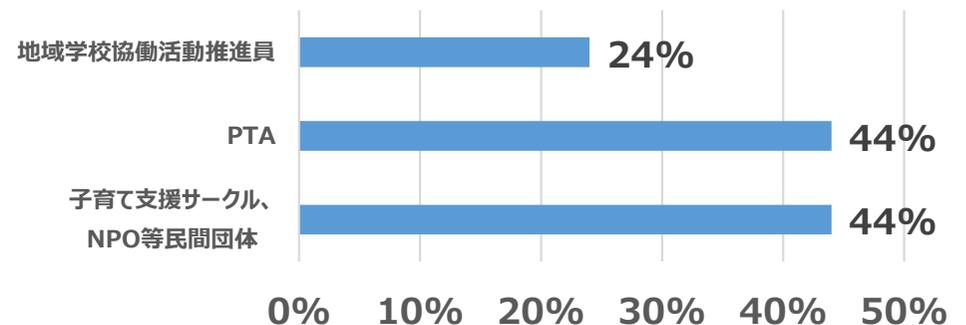
[保健・福祉関係]

具体的な連携相手（n=773）



[地域関係]

具体的な連携相手（n=773）



3. 家庭教育支援に関する取組

「家庭教育支援チーム」について

趣旨・目的

○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進。**

チームの構成・業務

- 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。
- 主な取組は、以下のとおり。
 - (1) 保護者等への学びの場の提供
 - (2) 保護者等への地域の居場所づくり
 - (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に向向いて届ける支援）

＜活動事例＞
保護者への学習機会の提供



保護者学習会の様子
(都農町家庭教育応援団「さん・さん」
/宮崎県都農町)

啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。

(平成28年2月)



- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。

(平成30年11月)



国による支援

＜文部科学大臣表彰＞ ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
令和5年度は、全国20チームの活動を優れた活動として選定し、表彰式を実施。



表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。

＜補助事業による推進＞

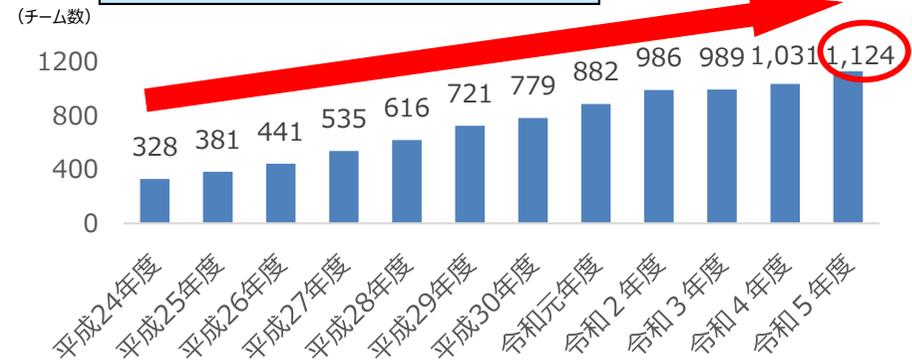
- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。



＜チームの登録制度＞

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。
【→登録チームは、ロゴマークを使用可】

家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

「家庭教育支援チーム」登録制度について

趣旨

文部科学省では、子供たちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。（平成22年度～）

登録のメリット

- ①文部科学省ホームページにおいてチームの活動を掲載し、全国に向けて発信
- ②文部科学省から家庭教育支援に関する情報や資料の提供
- ③家庭教育支援チームのロゴマークの使用

など

【「家庭教育支援チーム」のロゴマーク】



コンセプト「温かく包む支援の輪」
地域の人々の支援の輪が、子供や保護者の方を温かく包み込むイメージを体現したロゴマーク。

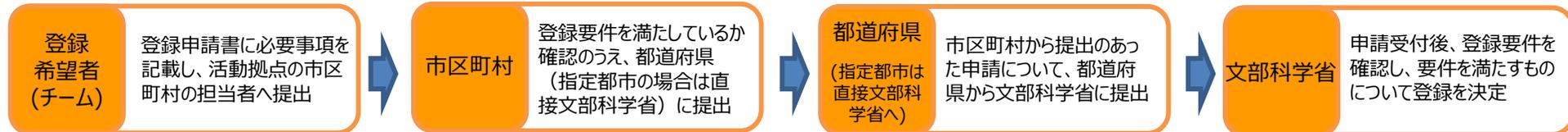
登録の要件

地域の多様な人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 具体的な取組内容として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。
 - ア 保護者等への学びの場の提供（保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応等）
 - イ 保護者等への地域の居場所づくり（地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や日常的な交流の場の提供等）
 - ウ アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に向向いて届ける支援）（保護者の居場所（自宅や学校、企業等）に向向いての情報提供や相談対応等）
 - エ その他、取組の目的・内容等が家庭教育支援に資するもの
- (2) 継続的な取組を行うものであること。
- (3) 団体自らが、反社会的勢力ではないこと。
- (4) 団体の構成員が反社会的勢力ではないこと。
- (5) 営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。
- (6) 特定の宗教的色彩の強い活動を行うものでないこと。
- (7) 家庭教育支援チームの趣旨と異なる活動の宣伝や勧誘を行わないこと。
- (8) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある取組を行わないこと。
- (9) その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。

登録の手続き等

登録を希望する家庭教育支援チームは、活動拠点がある市区町村の家庭教育支援担当者に登録申請書を提出する。（登録申請は随時受付）
登録期間は、登録日から翌々年度の3月31日まで。（更新可能）



○「家庭教育支援チーム」登録制度について https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1354683.htm



○「家庭教育支援チーム」(登録チーム)について <http://katei.mext.go.jp/contents4/4-1.html>



地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

68百万円
70百万円



背景・課題

- 子ども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標：1,000チーム

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

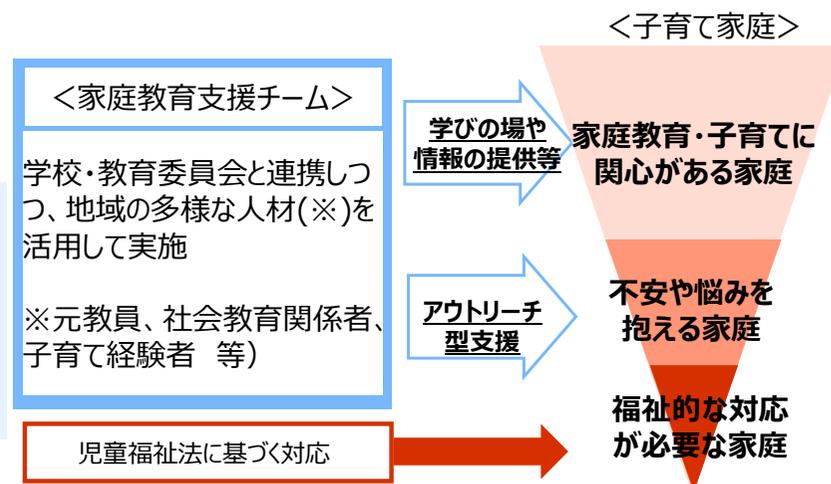
→ R7目標：100チーム

- 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (2) 少子化対策・子ども政策 (子ども大綱の推進)

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にある子ども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、子ども食堂・子ども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供など子どもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R5:40.0%)

インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

(参 考)

**家庭教育支援に関連した手引き・事例集、
調査結果等の掲載先（URL等）**

関連資料【手引き等】

○「家庭教育支援チーム」の手引書（平成30年11月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1410457.htm



○訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き
（平成28年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1368962_02.pdf



○児童虐待への対応のポイント（手引き）
（文部科学省（令和5年10月一部改訂））
https://www.mext.go.jp/content/20210326-mxt_chisui02-000045303_1.pdf



○たたかれています子どもなんて、いないんだよ。
（令和3年度 厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/no-taibatsu/>



関連資料【事例集】

○令和5年度「家庭教育支援チーム」文部科学大臣表彰

(平成6年2月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/mext_00010.html



○令和3年度「家庭教育支援チーム」文部科学大臣表彰

(令和4年2月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/mext_00006.html



○令和元年度「家庭教育支援チーム」文部科学大臣表彰

(令和2年2月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20200205-mxt_chisui02-00082_3.pdf



○地域の実情に応じたアウトリーチ型家庭教育支援の 取組事例について

(令和2年8月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_chisui02-000097345_01.pdf



○教育・福祉の連携・協力推進協議会 事例集 (改訂版)

(令和元年8月文部科学省・厚生労働省)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/042/toushin/pdf/1407129_001.pdf



文部科学省における「家庭教育に関するホームページ」について

子供たちの未来をはぐくむ 家庭教育

文部科学省 文科省HPはこちら ▶



家庭はすべての教

子供たちにとって「家庭」は安らぎのある楽
社会へ巣立っていくために欠かせない場所
親の笑顔が子供の笑顔をつくります。
親子が共に学び、育ち合う「家庭教育」を
そんな「やさしい社会」が、
子供たちの「未来(あした)」を



家庭教育支援の活動をしたい地域の方へ・
制度を広めたい自治体の方へ

✓ 家庭と地域や学校をつなぐ家庭教育支援チーム

家庭教育支援チームは、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。



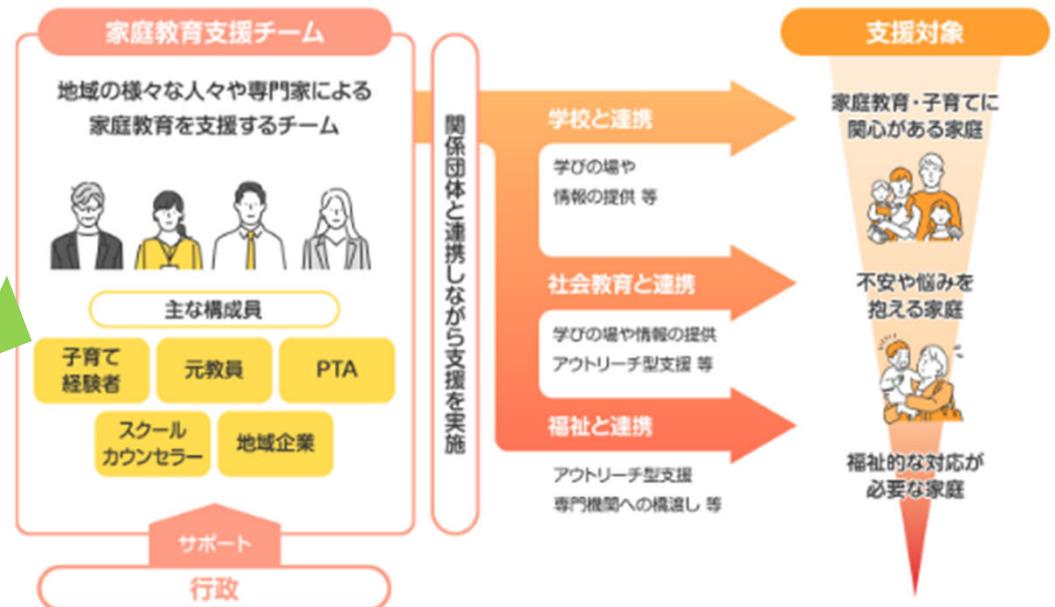
家庭教育支援の活動をしたい
地域の方へ・制度を広めたい
自治体の方へ

詳しく見る



子育てをしている方、
子育てに悩んでいる方

家庭教育支援チームについて



ご清聴ありがとうございました。

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
家庭教育支援室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN